甲府市都市公園条例の一部を改正する条例制定について 甲府市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和5年9月5日提出

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例

甲府市都市公園条例(昭和32年12月条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条の3第2号ア中「第5条第1項」を「法第6条第1項又は第3項の許可に関する業務(法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物で、歴史公園の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可に係るものに限る。)及び第5条第1項」に改め、同条第3号ア中「第5条第1項」を「法第6条第1項又は第3項の許可に関する業務(法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物で、多目的広場の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可に係るものに限る。)及び第5条第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「行商」を「物品の販売」に改める。

第7条第1項中「第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項の許可」を「第5条第1項の許可若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可(歴史公園及び多目的広場に係るもののうち、法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物で、当該施設の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可を除く。)」に改める。

第7条の2第1項中「第5条第1項又は第3項」を「法第6条第1項若しくは第3項の許可(歴史公園及び多目的広場に係るもののうち、法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物で、当該施設の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可に限る。)又は第5条第1項若しくは第3項」に改める。

第12条第3項中「歴史公園及び多目的広場に係る第5条第1項若しくは第3項の規定によってした許可」を「法第6条第1項若しくは第3項の規定によってした許可(歴史公園及び多目的広場に係るもののうち、法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物で、当該施設の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可に限る。)、第5条第1項若しくは第3項の規定によってした許可(歴史公園及び多目的広場に係るものに限る。)」に、「利用許可」を「利用等の許可」に改める。

別表第1の3第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の表中「行商」を「物品の販売」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の甲府市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の甲府市都市公 園条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

提案理由

歴史公園及び多目的広場に係る仮設工作物の占用許可に関する業務の一部を指定 管理者に行わせる等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条 例案を提出する理由である。